

# 避難所運営 マニュアル (別冊)

新型コロナウイルス感染症への対応に係る補足事項  
第3版

※今後の感染症の状況や新たな知見等を踏まえて、内容を見直す可能性があります。

令和4年4月  
札幌市



## 【基本事項】

既に医療機関で陽性と診断されている人は、軽症者等であっても原則として一般の避難者と同一の避難所に滞在することは適当ではない。

※自宅療養中の陽性者が避難を必要とした場合には、保健所と陽性者が連絡を取り、必要な対応を取ることとなる。原則、保健所は陽性者を宿泊療養施設等へ搬送するが、差し迫った危険がある場合には最寄りの避難所への一時避難を指示することもあり得る。その場合、保健所は区災害対策本部に連絡の上、陽性者や避難所運営職員に対し、一時受け入れに必要な指示を行う。

また、事前連絡なしに陽性者が避難所に来た場合には、避難所運営職員は陽性者を避難所に一時的に受け入れ、一般の避難者等と接触しないよう別室等に案内した上で、保健所（医療対策室業務調整課 Tel676-3625）に連絡し指示を受けるとともに、速やかな引き取りを依頼する。

なお、陽性者が避難所に来た場合の対応方法については、参考資料17【避難所における自宅療養者等の一時受入時の基本的対応】を参考に行うものとする。

また、陽性者の濃厚接触者等や発熱・咳等の症状がある人は、新型コロナウイルス感染症を発症しているわけではない為、基本的には一般の避難者と同じ避難所で受け入れを行うが、発症リスクを考慮し、滞在場所は一般の避難者とスペースを分けて対応する。感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であることに留意する。

### ○ 避難所開設の基本的な考え方

- ・ 災害や避難者の発生状況の他、新型コロナウイルス感染症の流行状況を考慮して多くの避難所の開設を検討する。

### ○ 受付の設置と避難者の滞在スペースの設定（体育館等）

- ・ 受付は、列ができて人との距離を保てるようテープ等で立ち位置の目印をつける。また、濃厚接触者や発熱・咳等の症状がある避難者用の受付（臨時受付）を別に設置する。（参考資料12-1）
- ・ 一般受付と臨時受付は、おおむね2m以上間隔をあげ、それぞれの避難者の動線が被らないよう配慮するとともに、必要な案内表示を行う。
- ・ 滞在スペース間の通路はできるだけ2m（最低1m）確保する。
- ・ 滞在スペースの人と人（世帯ごと）の間隔をできるだけ2m（最低1m）確保する。
- ・ 追跡調査が必要となる事態に備え、滞在スペースごとにナンバリングを行う。避難者名簿は、区画ナンバー記載欄のある様式（様式4-2-2）を使用する。
- ・ 滞在スペースが不足する場合は、避難所として使用する教室等のスペースの利用について

施設管理者と協議を行い、可能な範囲で対応する。

## ○ 避難者の受付

- ・ 受付の職員は、マスクに加えプラスチック手袋、フェイスシールドを着用する。(装備品着用のタイミングは参考資料13を参考に行う。)
- ・ 避難者には、受付前にマスクの着用、手指の消毒、体調不良の申し出等を依頼し、受付で非接触体温計による検温を実施するとともに、避難所でのルール《感染症対策版》(参考資料14)を配布し、滞在中の健康管理・感染症予防に協力してもらう。
- ・ 濃厚接触者や、発熱・咳等の症状がある人が避難してきた場合は、臨時受付で受付し、感染症室等へ案内する。
- ・ 検温において体温が37.5度以上の人は、臨時受付を案内する。(検温時の体温が37.5度に満たない人であっても、平常時よりも明らかに体温が高いなど、体調の不良を申し出る避難者は状況に応じて感染症室へ案内する。)
- ・ 臨時受付では、避難者受付簿(臨時受付用)(様式4-1-2)により、隔離の種別、症状等の簡易的な聞き取りを行い、感染症室の振り分けを行う。(隔離の種別については参考資料12-2も参考にする)
- ・ 感染症室利用者に対し、『感染症室を利用される方へ』(参考資料14)を基に避難所での滞在に係る注意事項を説明するとともに、感染症室へ案内する。
- ・ 避難者同士の間隔を確保できない数の避難者が来た場合でも、災害の危険がなくなるまでは基本的に全員を施設内で一時的に受け入れる。危険がなくなった後、災害により自宅へ戻れなくなった避難者が長期的に滞在する場合には、近隣でスペースに余裕のある避難所等への分散について検討する。

## ○ 滞在スペース以外の部屋(スペース)の設定

- ・ 感染症室は、濃厚接触者等専用感染症室と、発熱・咳等の症状のある人専用感染症室(発熱者等専用感染症室)を別の部屋で用意する。(参考資料12-2)

※濃厚接触者は、原則PCR検査を行う方針としているが、検査結果が陰性であった場合でも、感染者と接触した後14日間は濃厚接触者として感染症室にて対応する。

- ・ 感染症室は、一般の滞在スペースや福祉避難スペースとは別の階に設置することが望ましい。
- ・ 感染症室利用者は、可能な限り個室にて滞在することが望ましいが、やむを得ず同室とする場合は、十分な間隔を設け、遮蔽物やテープ等で区切るなどの工夫を図る。
- ・ 感染症室の利用は、利用者が身の回りのことが単独でできない場合等に最小限の付き添い者を一緒に滞在させることも検討する。

- ・ 感染症室利用者との滞在スペースの避難者の動線が重ならないように区域分けを行い、必要な案内表示等を設置する。濃厚接触者等専用感染症室利用者、発熱者等専用感染症室利用者の動線も分けられるよう配慮する。
- ・ それぞれの感染症室の近くに、感染症室利用者トイレを確保し、感染症室利用者に対して定められたトイレのみを使用するよう依頼する。

<車中泊・テント泊>

- ・ 車中泊やグラウンドでのテント泊については、感染症対策においては有効であるため、施設管理者と協議の上、希望者には対応を検討する。対応する際は、健康リスク等の説明や車中泊・テント泊における注意事項の説明（参考資料16）を行う。

○ 避難者の健康管理

- ・ 新型コロナウイルス感染症等に関連する相談対応のため、区災害対策本部（保健医療班本部）や医療対策本部（感染症総合対策班）との連絡手段を確認しておく。
- ・ 症状に不安がある避難者から相談を受けた場合には、最新の厚生労働省の示す相談・受診の目安となる症状を基に、「一般相談窓口」又は「救急安心センターさっぽろ」へ相談（電話）するよう促す。

■ 症状に不安がある場合など一般的な相談問い合わせ先

【相談窓口】	電話番号	開設時間
新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00~21:00 (土日祝を含む)
札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 (札幌市保健所)	011-632-4567	9:00~21:00 (土日祝を含む)
外国人旅行者向けコールセンター (日本政府観光局) ※対応言語:英語、中国語、韓国語、日本語	050-3816-2787	24時間

■ 体調不良時の問い合わせ先

【相談窓口】	電話番号	開設時間
救急安心センターさっぽろ	011-272-7119 (#7119)	24時間 (年中無休)

※救急安心センターさっぽろは新型コロナウイルスに限定した窓口ではありません。

(急な病気やケガの際に、医療機関への受診の必要性について電話で相談に応じます。)

※これのみによらず、最新の札幌市 HP、厚生労働省 HP 等を確認して対応にあたること。

○ 備蓄物資（衛生対策追加分）

区 分	品 目	備 考
衛生対策	マスク	
	手指用消毒液	
	施設用消毒剤 (次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤)	次亜塩素酸ナトリウムは希釈して 使用
	500ml 消毒用ボトル	
	非接触型体温計	
	ペーパータオル	
	ハンドソープ	
	タオル	
	ごみ袋	
	フェイスシールド	
	レインコート	
	プラスチック手袋	
	フロアワイパー	付け替え用シート含む
	パーティション	拠点倉庫・一部区役所に備蓄

○ 避難所における衛生管理

<換気>

- ・ 換気は、こまめに（30分に1回以上、数分間程度）、2方向の窓又はドアを同時に空けて行う。暖かい時間であれば、常に窓を開けておくことが望ましい。

<ごみの処理>

【共通事項】

- ・ 使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋などは、袋を二重にして縛ってから燃やせるごみとして排出する。

【一般の避難・滞在スペースのごみの捨て方】

- ・ 原則、通常どおりの分別を行う。避難所で発生する廃棄物の分別の例は、表1、2のとおり。
- ・ 災害の規模等によって、収集体制も変化するため、必要に応じて、表3のとおり優先順位を決めて、優先順位が高いごみを先行して収集することもある。この場合、優先順位が低いごみは、収集を実施するまでの一定期間、保管する。
- ・ し尿は、通常ごみ収集車では収集しないが、断水により施設のトイレが使用できない避難所で、仮設トイレが設置されるまでの間に、携帯トイレを使用した場合は、ごみとして扱うことになる。このため、使用後は、必ず、凝固剤(ポリマー)を入れて汚物を固めるとともに、臭気漏れ防止のため、袋は二重にして縛り、ダンボール箱等に入れて保管する。

表1 避難所で発生する廃棄物の分別（例）

分別区分	具体例	管理方法等
燃やせるごみ	残飯、ティッシュ、マスク、布類、皮革製品等、新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ(※ <sub>1</sub> )	「燃やせるごみ」として保管 (※ <sub>1</sub> ) 長期化した場合は資源物として分別して保管
燃やせないごみ	金属、ガラス、小型家電等	「燃やせないごみ」として保管
容器包装プラスチック	ポリ袋、詰め替え容器等	「容器包装プラスチック」として保管(※ <sub>2</sub> ) 食品容器等の固形物が付着したものについて、すすげない場合は「燃やせるごみ」へ。
びん・缶・ペットボトル	飲料の容器、缶づめ、缶パン等の容器等	「びん・缶・ペットボトル」として保管(※ <sub>2</sub> )
スプレー缶・カセットボンベ・筒型乾電池・ライター	—	それぞれ別袋に分けたうえで、収集を実施するまで、一定期間保管

(※<sub>2</sub>) 資源選別センターの稼働状況等により、容器包装プラスチック・ペットボトルは燃やせるごみとして、びん・缶は燃やせないごみとして処理することも考えられる。

表2 避難所で発生する特別なごみの分別（例）

特別なごみ	具体例	管理方法等
携帯トイレ等	使用済み携帯トイレ等	凝固剤(ポリマー)を入れて汚物を固めるとともに、臭気漏れ防止のため、袋は二重にして縛り、ダンボール箱等に入れて保管し、早急に「携帯トイレごみ」として処理

表3 災害発生時の避難所ごみの処理優先順位

処理優先順位	ごみの種類	特徴
高 ↑ ↓ 低	使用済み携帯トイレ等	携帯トイレの凝固剤(ポリマー)で固められた汚物は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の間でも袋を二重にして縛り、ダンボール箱等に入れて保管する。
	燃やせるごみ (生ごみ等の腐敗性廃棄物)	ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理する。
	上記以外のごみ	上記以外のごみについては、保管が可能ならば、できるだけ避難所で保管する。

### 【感染症室のごみの捨て方】

- 一般の避難・滞在スペースから出るごみと区別し、室内に専用のごみ箱を設置する。ごみ袋を二重にした状態で室内保管し、避難所ごとに設置した集積所へ捨てる。なお、分別は可燃系と不燃系の2分別とする。

<b>可燃系</b>	弁当の容器などのプラスチックやペットボトル、雑がみ、残飯、紙類、布類、皮革製品等は、燃やせるごみの区分で捨てる。
<b>不燃系</b>	びん、缶、金属、ガラス等は、燃やせないごみの区分で捨てる。

※集団感染発生時等に現地対策本部等から、廃棄方法の指示があった場合はその方法に従って処理する。

### <消毒>

- ・ドアノブなど、避難者等がよく触れると思われる場所は定期的に濃度 0.05%に希釈した次亜塩素酸ナトリウム、界面活性剤及び消毒用アルコールで消毒する。(消毒方法については参考資料 15 を参考にし、必要に応じて応急救護センターに相談する。)

### <その他>

- ・感染症室利用者への食事の受け渡しは、直接行わず、居室前などに置いて渡す。
- ・世帯ごとに、寝る向きは互い違いにするのが望ましい。

## ○ 避難所の閉鎖・集約

- ・感染症室の他、避難者が使用した部屋については全て換気をするとともに、通常の清掃に加え、頻繁に触れる箇所を消毒する。

## ○ その他

- ・運営職員に発熱・咳等の症状がある場合には運営にあたらぬこと。その場合は速やかに各区災害対策本部へ連絡し代替りの職員を要請する。
- ・避難者及び避難所運営職員は、頻繁に手洗いをするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ・可能な限り避難者との会話を減らせるよう、質問の多い事項などは文字で起こして掲示板へ貼り出す。
- ・感染症の疑いのある避難者で、保健所等へ相談した結果、医療機関での受診が必要と判断された避難者の移送などの扱いについては、医療対策本部の指示に従う。
- ・感染症に関し対応に迷うことがあった場合は、自己で判断することなく、区災害対策本部（保健医療班本部）と連携して対応し、必要に応じて医療対策本部（感染症総合対策班）に相談する。
- ・指定緊急避難場所として開設した場合についても、基本的には本補足事項を準用する。

#### 本補足事項について

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| ■避難所運営全般に関すること        | 危) 危機管理課    |
| ■新型コロナウイルス感染症対策に関すること | 保) 感染症総合対策課 |